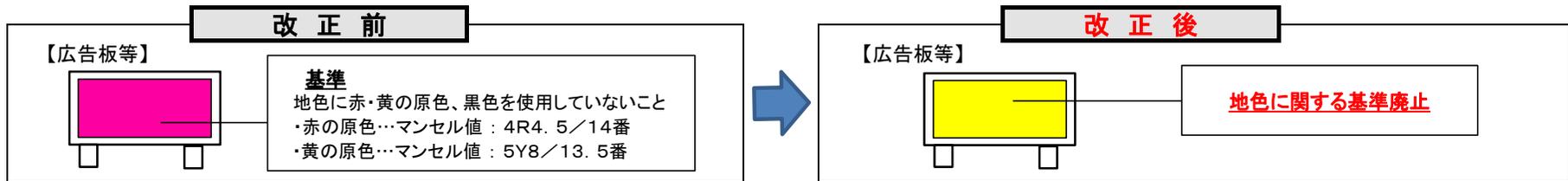


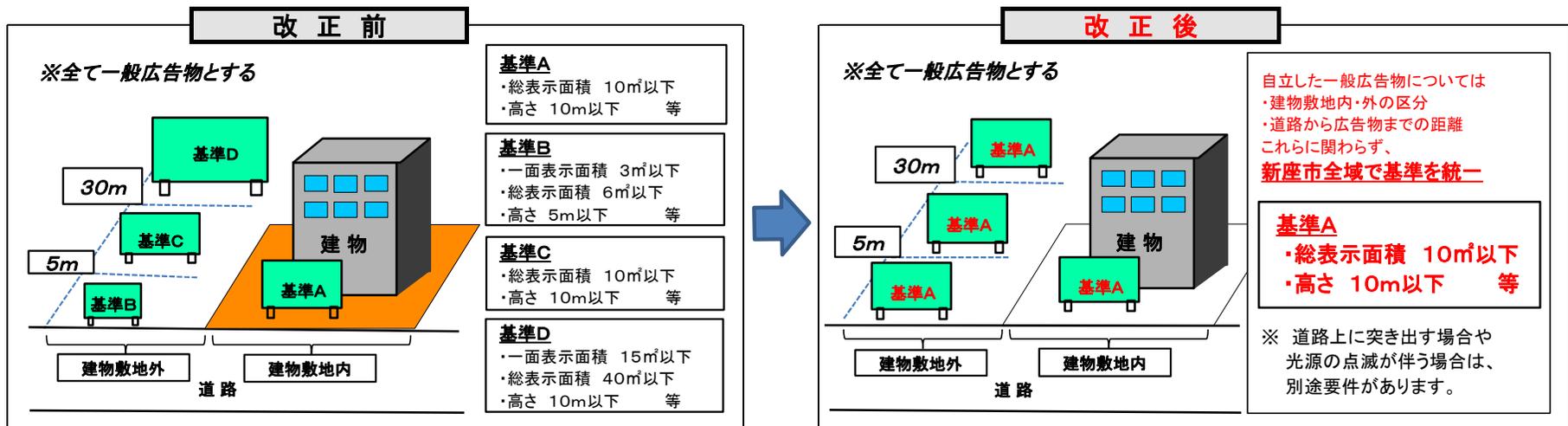
改正新座市屋外広告物条例施行規則 (令和元年7月1日施行)

市内における屋外広告物の設置基準を見直し、簡素化・明確化・安定化を目的として、次のとおり「新座市屋外広告物条例施行規則」を改正しました。

● 改正内容 1 広告物表示面の地色に関する基準の廃止



● 改正内容 2 建物敷地外の空地、農地等を利用する広告物に関する基準の見直し



○ 「新座市屋外広告物条例のしおり」変更項目

改正内容 1 関係

・2ページ ◎共通基準

「①地色に赤及び黄の原色並びに黒色を使用していないこと 赤の原色…日本工業規格 色番4R4.5/14番 黄の原色…日本工業規格 色番5Y8/13.5番」を削除

改正内容 2 関係

・9ページ 2. 建物から独立して出す広告物の基準

「なお、建物の敷地内に出す場合と空地や農地などの建物の敷地外に出す場合とでは基準が異なりますのでご注意ください。」を文言削除

「① 建物の敷地内に出す場合」を「独立した一般広告物の基準」に変更

・10ページ 全削除

その他変更事項

・5ページ 禁止地域とは？

「5 関越自動車道の全区間の路端から両側500m以内の区域(路面高以下の空間等を除く)を

「5 関越自動車道の全区間の路端から両側500m以内の区域(当該道路から展望できない区域及び路面高以下の空間を除く)に変更

・しおり中「日本工業規格」を「日本産業規格」へ変更

・しおり中「建築審査課」を「建築審査課 建築審査係」へ変更